

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和五年十一月二十一日

提出者

江戸川区長
斎

藤

猛

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定
により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名 称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
所 在 地	名 称	
江戸川区小岩駅東駐輪場	芝園開発株式会社	
江戸川区小岩駅西一号駐輪場	代表取締役 宮本 薫	
江戸川区小岩駅西二号駐輪場		
江戸川区小岩駅西三号駐輪場		
江戸川区京成小岩駅東駐輪場		
江戸川区京成小岩駅南駐輪場		
江戸川区京成小岩駅北駐輪場		
江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場		

(説明)

江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるので、本案を提出いたしました。